

# 令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

本市の市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人で事業をされている方が所有されている構築物、機械、器具、備品などの償却資産（事業用資産）についても課税の対象となっており、毎年賦課期日（1月1日）現在に所有されている償却資産については、資産が所在する市町村に申告しなければなりません（地方税法第383条）。

つきましては、この手引をご覧になり、申告書等を作成の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

## 提出期限 令和6年1月31日（水）

期限近くなりますと、窓口が大変混雑します。お早めに提出いただきますようご協力をお願いします。

また、申告書を郵送で提出される方で、受付印を押した控えの返送を希望される場合は、必ず返信用切手を貼付した封筒を同封してください。

### 《 目次 》

I 償却資産とは	.....	P 1
II 申告から納税までのながれ	.....	P 3
III 償却資産の申告について	.....	P 4
IV 申告における留意点	.....	P 7
V 非課税・課税標準額の特例等	.....	P 11
VI 償却資産申告書の記入方法	.....	P 13
VII 種類別明細書の記入方法	.....	P 15
VIII 償却資産の価格（評価額）の計算	.....	P 17
IX 不申告又は虚偽の申告について	.....	P 17
X 過年度への遡及について	.....	P 17
XI 調査協力をお願い	.....	P 17
XII 償却資産Q & A	.....	P 18

### 【提出先および問合せ先】

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25 2階14番窓口  
八代市役所 財務部 資産税課 償却資産係  
Tel 0965-33-4108（直通）

◎申告書は下記の各支所においても受付します。

坂本支所 地域振興課      千丁支所 地域振興課      鏡支所 地域振興課  
東陽支所 地域振興課      泉支所 地域振興課

※各出張所には提出できませんので、ご了承ください。

個人事業主の方は、個人番号を記載した申告書を提出いただく際に、本人確認が必要となります。

# I 償却資産とは

固定資産税の対象である「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供する（※）ことができる資産で、その減価償却額（費）が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものです。また、上記と同様の資産で法人税又は所得税が課されない方が所有するものも対象になります。ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象などは、償却資産（固定資産税）の課税対象外です。《下の[国税における減価償却資産との関係]参照》

## ※「事業の用に供する」とは

「事業の用に供する」とは、「事業を行ううえで、使用（利用）する」という意味です。所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、社宅・寮その他の福利厚生施設などとして使用する場合や事業として他に貸付ける場合も含まれます。

なお、一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合には、たとえ事業用に使用する割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合でも、その資産全体が償却資産の課税客体となります。

## 国税における減価償却資産との関係



## 1 償却資産の種類と具体例

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると次のようになりますが、示した資産はごく一部ですので、表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

資産の種類			主な償却資産の例示
1	構 築 物	構 築 物	門、塀、舗装路面、屋外排水溝、庭園、緑化施設等の外構工事、広告塔、橋、畦畔、暗渠排水工事、ビニールハウスなど
		建 物 附 属 設 備	受変電設備、家屋所有者と異なる賃借人が店舗等に施工した内装・造作など (※1)
2	機 械 及 び 装 置		各種製造加工機械、工作機械、印刷機械、ブルドーザー・パワーショベル、クレーン等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」）、農業機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備など (※2)
3	船 舶		釣り舟、漁船、ボート、作業船、遊覧船、砂利採取船など
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 及 び 運 搬 具		大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09」及び「000～099」、「9、90～99」及び「900～999」のもの）、その他運搬車など（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く） (※2)
6	工 具、器 具 及 び 備 品		机、椅子、応接セット、テレビ、コピー機、冷蔵庫、エアコン、パソコン、陳列ケース、レジスター、ネオンサイン、ドローン、医療機器、理容・美容機器、厨房機器、遊戯器具、自動販売機、各種工具など

※1 建物附属設備等については、家屋と償却資産に区分して評価しています。詳しい内容については、7・8ページをご覧ください。

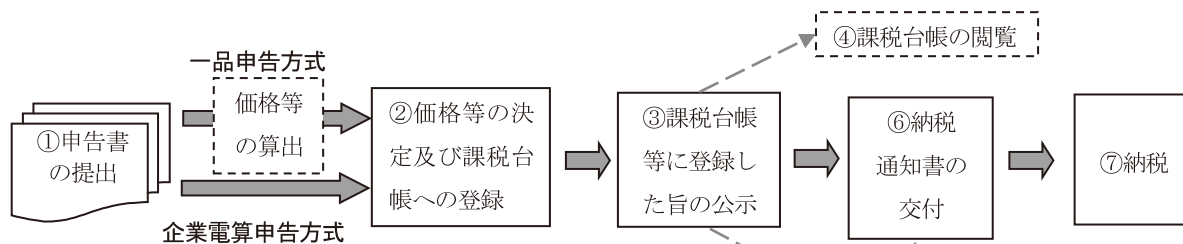
※2 小型・大型特殊自動車については、9ページをご覧ください。

## 2 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示すると、次のようになります。

共 通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、看板、広告塔、内部造作、簡易間仕切り、舗装路面、緑化施設等の外構工事、駐車場設備、門、塀、外灯、LAN 設備、受変電設備、太陽光発電設備など
農 業	ビニールハウス、畦畔、井戸、選別機、動噴、乾燥機、糞攪り機、暗渠工事など ※農業用小型特殊自動車のうち、最高速度が 35 km/時未満のものは、償却資産の申告対象外です。
漁 業	漁船、巻上機、漁網、いけす、のり乾燥機など
製 造 業	各種製造加工機械、受変電設備、給排水設備、旋盤、プレス機、金型、測定・検査工具、構内舗装、工場緑化施設など
建 設 業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど）
飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、ルームエアコンなど
小 売 業	陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、自動販売機、日よけなど
理容・美容業	理・美容機器、理・美容椅子、消毒殺菌設備、サインポールなど
医 療 業	各種医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、心電計など）、ベッド、待合室用椅子など
不動産貸付業	緑化施設等の外構工事、舗装路面、門、塀、受変電設備、駐輪場、太陽光発電など
売 電	太陽光発電設備、受変電施設、蓄電設備、送電設備、フェンス、舗装路面など
ガソリンスタンド	ガソリン計量機、洗車機、独立キャノピー、地下タンク、構内舗装など

## Ⅱ 申告から納税までのながれ



### ① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する市町村に申告してください。

### ② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等（評価額、課税標準額など）は、申告及び調査に基づいて決定し、償却資産課税台帳に登録します。価格の算出方法については、詳しくは17ページをご覧ください。

#### ※ 課税標準額とは

課税標準額は、賦課期日（1月1日）現在の資産の評価額に基づき決定した価格で、償却資産課税台帳に登録したものです。課税標準額の特例の適用を受ける資産以外は、評価額＝課税標準額となります。

### ③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を市長が公示します。

### ④ 課税台帳の閲覧（4月1日～5月31日）

償却資産課税台帳に登録した価格等は、資産税課（又は各支所）において所有者、納税管理人、代理人等及び固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。

### ⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月を経過する日までの間に、文書をもって八代市固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

### ⑥ 納税通知書の交付

下の算式により税額を算出し、5月中旬に納税通知書を交付します。

$$\text{税額（100円未満切捨て）} = \text{課税標準額の合計（千円未満切捨て）} \times \text{税率（1.6\%）}$$

償却資産の課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は、償却資産については課税されません。土地や家屋を含めて固定資産税が発生しない場合は納税通知書を交付しません。

### ⑦ 納税

通常4回の納期（八代市では、5月、7月、11月、翌年の1月）に分けて納めていただきます。具体的な納期は、納税通知書等でお知らせします。

# Ⅲ 償却資産の申告について

## 1 申告していただく方

令和6年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方  
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方)
- (4) 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決めて共有者の連名で申告してください。（例：八代花子 外1名））
- (5) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- (6) 福利厚生施設（会社の寮等）に係る償却資産を所有している方
- (7) 本市から申告書を送付した方

償却資産を所有していない場合や、事業を行っていない場合は、電話でその旨連絡いただくか、償却資産申告書の「18 備考」欄の該当するもの（①の 3. 該当資産なし、4. 廃業・解散・転出 など）を○で囲み、提出をお願いします。（13・14 ページ参照）

## 2 提出していただく書類

- (1) 必ず提出していただくもの

		提出書類		記入上の注意事項
		申告書	明細書	
八代市の 申告書 (バーコード入) で申告	資産の増減があった方	○	○	償却資産申告書 18 備考欄に記載の「1. 資産異動あり」を○で囲み、明細書には増減があった資産を赤字で加筆修正してください。
	資産の増減がなかった方	○	○	償却資産申告書 18 備考欄に記載の「2. 資産異動なし」を○で囲んでください。
	該当する資産がない方	○		償却資産申告書 18 備考欄に記載の「3. 該当資産なし」を○で囲んでください。
	廃業・解散・転出された方	○		償却資産申告書 18 備考欄の「4. 廃業・解散・転出」のいずれかを○で囲み、異動年月日を記入してください。
自社の申告書 又は 電子申告 で申告	資産の増減があった方	○	○	全資産用、増加資産用、減少資産用の明細を添付してください。
	資産の増減がなかった方	○	○	全資産用の明細を添付してください。
	該当する資産がない方	○		償却資産申告書 18 備考欄に「該当する資産なし」と記入してください。
	廃業・解散・転出された方	○		償却資産申告書 18 備考欄に 廃業等の理由と異動年月日を記入してください。

八代市指定の申告書以外で申告される場合でも、事務処理の都合上必要ですので、必ず八代市から送付しました償却資産申告書（バーコード入）も併せてご提出ください。

添付することができない場合は、八代市から送付しました償却資産申告書に印字している所有者コードを必ず記入してください。

(2) 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

	提出が必要な書類
課税標準の特例が適用される資産を所有	特例申請書、事実を証明する書類
非課税資産を所有	非課税申告書、事実を証明する書類
短縮耐用年数を適用した	国税局長の承認通知書（写）
増加償却をした	税務署長への届出書（写）
課税免除・減免該当資産を所有	課税免除申請書又は減免申請書、事実を証明する書類

必要書類を申告書に添付された場合は、申告書の「18 備考」に添付された書類名を記入してください。


### 3 申告方法

申告は、これまでの書類提出による申告のほか、地方税ポータルシステムにより申告データをインターネットで送信する方法（電子申告）があります。

電子申告（エルタックス）により申告をご希望の方は、次のホームページをご覧ください。

地方税の電子申告・電子納税を行うには  
電子申請・届出  
エルタックス  
**ELTAX**

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>  
検索サイトからも検索できます  
「エルタックス」と入力後、検索をクリック



### 4 申告書の提出先

八代市役所資産税課 又は 各支所地域振興課窓口にご提出ください。各出張所は提出先となっておりませんので、ご注意ください。

郵送でも提出することができます。申告書の控えには、個人番号の記入は不要です。

控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。切手の貼付がない場合は、返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### 5 申告書等の提出期限

令和6年1月31日（水）です。

期限近くなりますと窓口が混雑しますので、できましたら1月17日（水）頃までに提出していただきますようご協力をお願いします。

### 6 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産です。

なお、次のような資産も申告が必要になります。

- (1) 簿外資産（会社等の帳簿に記載されていない資産）
- (2) 償却済資産（減価償却を終了し、残存価格である1円が計上されている資産）
- (3) 減価償却を行っていない資産（赤字決算のためまったく減価償却をしていない場合等）
- (4) 建物仮勘定で経理されている資産（建設中の資産）
- (5) 法人税等を課されない者が所有する資産
- (6) 決算期以後取得された資産でまだ固定資産台帳に計上されていない資産
- (7) 福利厚生のに供する償却資産
- (8) 税務会計上で減価償却の対象としている資産（取得価額の大小にかかわらず申告してください。）
- (9) 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (10) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (11) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- (12) 租税特別措置法の規定による中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用した資産

## 7 申告の対象とならない資産

次にあげる資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 建物本体（固定資産税の「家屋」に該当するもの）
- (2) 耐用年数が1年未満のもの
- (3) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの  
（トラクター、コンバイン等の乗用型で最高速度が35km未満のもの等）
- (4) 上の(3)の付属品（取り外しができないカーナビ、トラクター用アタッチメント等）
- (5) 無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）
- (6) 書画、骨とう品など時間の経過と共にその価値が増大するもの
- (7) 牛、馬、果樹、その他生物
- (8) 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- (9) 棚卸資産
- (10) 少額資産（国税の少額資産と取扱いが異なります。詳しくは、次の表をご覧ください。）

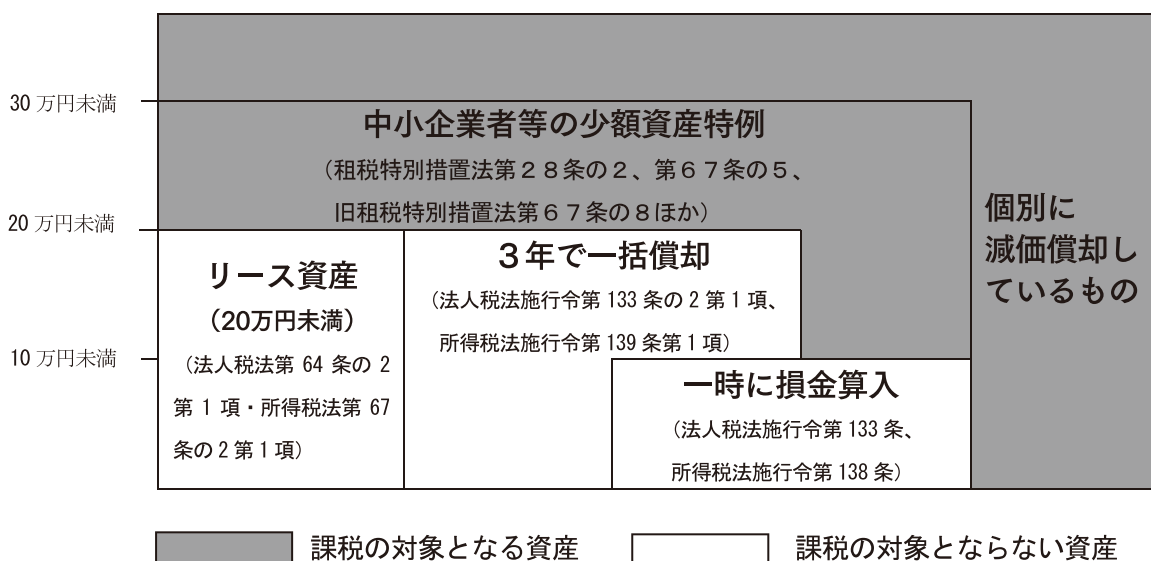
### 少額資産の取扱いについて

固定資産税（償却資産）において課税の対象から除外する、いわゆる「少額資産」とは、

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

のみをいいます。

租税措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の課税対象ですのでご注意ください。



### 市税の納付は、安心便利な口座振替を御利用ください

口座振替の手続は、金融機関のみの取扱いとなります。納税通知書に同封の「八代市口座振替依頼書」（八代市内金融機関にも常備）を取扱金融機関に提出してください。※ゆうちょ銀行は、ゆうちょ銀行の窓口で専用の申込書があります。（払込先 加入者名：八代市会計管理者 口座番号：01990-8-12573）

- ◆**手続に必要なもの** 納税通知書、通帳、通帳届出印、八代市口座振替依頼書
- ◆**取扱金融機関** 肥後銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、熊本銀行、南日本銀行、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、九州労働金庫、八代地域農協、全国のゆうちょ銀行
- ◆**注 意 点** 「八代市口座振替依頼書」には、必ず振替開始希望の期別及び月をご記入ください。希望期別の1ヶ月～2ヶ月前が締切日になります。

## IV 申告における留意点

### 1 国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱	国税の取扱
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	○建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・H24.4.1以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・H19.4.1～H24.3.31までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・H19.3.31以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（※1）	制度なし （圧縮前の取得価額で申告）	制度あり
特別償却・割増償却	制度なし	制度あり
増加償却（※2）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度（※3）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）

※1 固定資産税では圧縮記帳の制度がありませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。

（例：200万円の機械を100万円の補助を受けて購入

⇒償却資産（固定資産税）の申告では、取得価額200万円で申告）

※2 所轄税務署長へ提出された「増加償却の届出書（写し）」を添付の上、申告してください。

※3 償却が終わっていても、償却資産（固定資産税）では、課税対象です。償却済資産は取得価額の5%として評価します。

### 2 建物附属設備・建築設備

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と設備等の所有関係によって、家屋と償却資産に区分して課税されます。

一方、特定の生産又は業務用の設備などについては、所有関係にかかわらず、償却資産として課税されます。〈下表参照〉

具体的な例については、次ページの〈家屋と償却資産の区分表〉をご覧ください。

設備等	家屋と設備等の所有関係	
	同じ	異なる
○家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの（電気設備、給排水設備等）	家屋	償却資産
○特定の生産又は業務用の設備等 ○独立した機器としての性格の強いもの ○取り外しが容易で、別の場所に自在に移動できるもの	償却資産	償却資産



# <家屋と償却資産の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

○…家屋 ◎…償却資産

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等		○			◎
		上記以外の設備(配線・配管等)		○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎
アンテナ、ブースターアンプ、分配器、整合器、配管・配線等			○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		配管、高架水槽、受水槽、バルブ、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎	◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備(ボイラー、オイルタンク、温度調節弁、ポンプ、配管、バルブ等)		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		屋内の配管、バルブ、ガスカラン等		○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器、ユニットバス、キッチンユニット等)		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備、炭酸ガスボンベ用架台等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備(冷凍機、冷却塔、ボイラー、ダクト、換気扇、排煙機等)	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備(冷凍機、冷却塔、ボイラー、ダクト、換気扇、排煙機等)			◎	◎	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア設備一式、搬送個(病院のカルテ運搬用)			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)事務用ベルトコンベア等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等			◎	◎	
		上記以外の設備		○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備等			◎	◎	
		上記以外の設備		○			◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム 広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立) 機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備 メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎	◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、緑化施設、側溝等)			◎	◎	

### 3 小型特殊自動車 (小型トラクター・コンバインなど)・・・軽自動車税対象

小型特殊自動車は、軽自動車税の対象ですので、償却資産の申告外ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税の登録が必要です。

小型特殊自動車(乗用型的小型トラクター、コンバイン、田植機、野菜移植機等)を所有している方は、市民税課諸税係(又は各支所)に、印鑑及び車台番号がわかる書類を持参し手続きを行ってください。

なお、特殊自動車は、構造・大きさ・最高速度で「小型」と「大型」に区分され、軽自動車税又は固定資産税(償却資産)の課税対象となります。詳しくは、次のとおりです。

### 4 大型特殊自動車・・・償却資産の課税対象

本来道路運送の用に供するというよりは、むしろ、例えば建設等のための機械として効用を發揮することを主たる目的とし、たまたま車輪等をもって陸上を移動することができるにすぎないものであるため、自動車税の課税対象ではなく固定資産税(償却資産)の課税対象になります。

課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により次のように区分されます。

分類番号	大型特殊自動車
0、00～09、000～099	建設機械に該当するもの
9、90～99、900～999	建設機械以外のもの

[ナンバープレートの例]

分類番号

熊本 0

---

あ 1 2 - 3 4

### 大型特殊自動車(償却資産対象)と小型特殊自動車(軽自動車税対象)の区分表

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンプ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	非該当
	自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時を超えるもの	① 長さ4.70m以下 ② 幅 1.70m以下 ③ 高さ2.80m以下 の 3つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。			大型特殊自動車	該当	
	上記以外のもの				大型特殊自動車	該当	
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業車	最高速度35km/時未満のもの	—	—	—	小型特殊自動車	非該当
	最高速度35km/時以上のもの	—	—	—	—	大型特殊自動車	該当
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	該当

上表口に該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

### 5 リース資産等の納税義務者

リース資産は、原則としてリース会社が納税義務者となります。ただし、リース期間後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引の場合は、実質的所有権は賃借人にあることから、所有権留保付割賦販売と考えられるため、賃借人が納税義務者となります。

平成20年4月1日以降に締結した、所有権移転外ファイナンスリースについては、国税においては原則として借主が売買に準じた方法により減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおり貸主(所有者)が当該資産を申告する必要があります。

## 6 申告方式ごとの注意事項

償却資産の評価については、行政側で評価額等を計算する方式（一品申告方式）と事業者側で計算する方式（企業電算申告方式）があります。

申告もれや除却也れがあった場合、一品申告方式の場合は、過年度の修正申告をしていただかなくても八代市で過年度の台帳を修正し、追徴や還付を行います。

一方、企業電算申告方式の場合は、償却資産一品ごとの管理をしておらず、八代市で過年度の評価額を算出することができないため、申告もれ等があった過年度の修正申告をお願いしております。過年度のもれがある場合は、過年度分の修正申告にご協力お願いいたします。

申告方式	内 容	備 考
一品申告方式 (※1)	増加又は減少した資産を申告し、評価額等の計算は、八代市で行う方式	償却資産一品ごとに管理
企業電算申告方式 (※2)	賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告する方式	償却資産を一品ごとに管理していない

### 〈電子申告（エルタックス）での申告時のお願い〉

※1 一品申告方式での申告の場合、八代市から送付しました『種類別明細書』に記載の資産コードを必ず入力くださいますようお願いいたします。

※2 企業電算申告方式の場合は、資産コードの入力は不要です。

## 7 耐用年数の改正について

税制改正による「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の一部改正により、耐用年数の変更が行われた場合、固定資産税（償却資産）においては、税制改正が行われた翌年度分から、所有する該当資産について、改正後の耐用年数表に基づき申告していただくことになります。

その場合、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区別できるよう、種類別明細書の摘要欄に「H〇省令改正」と記載し、改正前の耐用年数を「耐用年数」欄に、改正後の耐用年数を「改正耐用年数」欄に記入していただきますようお願いいたします。

なお、耐用年数の変更が行われた資産については、耐用年数欄に「\*」印を表示しています。

### ●評価額の算出の例

【事例】 平成18年2月に、設備を100万円で取得

平成20年度の税制改正で、耐用年数が 5年 ⇒ 7年 に改正

$$\text{取得価額（前年度評価額）} \times \text{減価残存率} = \text{評価額}$$

※ 評価額の算出方法・減価残存率については17ページをご覧ください。

	取得価額・前年度評価額	減 価 残 存 率	評 価 額
平成19年度	¥ 1, 000, 000	0. 815（5年：半年償却）	¥ 815, 000
平成20年度	¥ 815, 000	0. 631（5年：1年償却）	¥ 514, 265
平成21年度	¥ 514, 265	0. 720（7年：1年償却）	¥ 370, 270
平成22年度	¥ 370, 270	0. 720（7年：1年償却）	¥ 266, 594

### ●耐用年数省令の改正により耐用年数が改正された資産は次のようなものがあります。

平成20年税制改正	歩行用トラクター	5年 ⇒ 7年	
	農業用運搬用機具	4年 ⇒ 7年	
	厨房設備	9年 ⇒ 8年	
	デジタル印刷システム整備	10年 ⇒ 4年	
	クリーニング設備	7年 ⇒ 13年	外多数

# V 非課税・課税標準額の特例等

## 1 非課税となる償却資産

地方税法第348条（第2、4、5、6、8、9項）、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」を請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

## 2 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により、次のような資産は固定資産税が軽減されます。（下表は一部抜粋） 該当する償却資産を所有されている方は、次ページ「償却資産特例申請書」をコピーし、必要事項を記入のうえ、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

適用条項	特例の対象となる資産	適用期間	特例率	添付書類等		
法第349条の3	第2項	ガス事業用資産（一定の資産を除く）	取得後5年度分	1/3	経済産業局長の許可書の写し・仕様書等	
		その後5年度分	2/3			
	第3項	農業協同組合等共同利用機械	取得後3年度分	1/2	行政機関からの補助金額等が証明できるもの	
	第5項	内航船舶	期限なし	1/2	船舶検査証・船籍票・登録票の写し等	
本法附則第15条	第2項	第1号 公共の危害防止施設等（水質汚濁防止）	期限なし (R6.3.31までに取得したもの)	※1/2	特定施設設置（使用、変更）届出書又は設置許可証の写し・仕様書等	
		第2号 “（ごみ処理施設）		1/2		
		第3号 “（一般廃棄物最終処分場）		2/3		
		第4号 “（産業廃棄物処理施設）		1/3		
		第5号 “（下水道法による除害施設）		※4/5		
	第7項	低公害車燃料等供給施設（水素充填設備）	取得後3年度分 (R7.3.31までに取得したもの)	5/6	設置補助額等で証明できるもの	
	第25項	第1号	再生可能エネルギー事業者支援事業費交付決定を受けて取得した太陽光発電（1,000kw未満）（認定発電設備を除く）	取得後3年度分 (R6.3.31までに取得したもの)	※2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費交付決定通知書の写し等
			風力（20kw以上）、R2.3.31までに取得した水力（5,000kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満）発電設備		※2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し等
		第2号	太陽光（1,000kw以上）（認定発電設備を除く）、風力（20kw未満）発電設備、R2.4.1以降に取得した水力（5,000kw以上）		※3/4	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し等
	第3号	水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満）発電設備	※1/2	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し等		
第45項	中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って新規取得した先端設備等 <small>注1</small>	取得後3年度分 (R5.4.1からR7.3.31までに取得したもの)	1/2	先端設備等導入計画の申請書及び当該計画の認定書の写し、投資計画に関する事前確認書の写し (リース会社が申告を行う場合：固定資産税軽減計算書の写し、リース契約書の写し) (雇用人給与支給額増加等事項記載の場合：賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し)		
	中小事業者等が雇用人給与支給額増加等事項記載の認定先端設備等導入計画に従って取得した設備等 <small>注1</small>	取得後5年度分 (R5.4.1からR6.3.31までに取得したもの) 取得後4年度分 (R6.4.1からR7.3.31までに取得したもの)	1/3			
第64条 旧附則	第1項	中小事業者等が新規取得した先端設備等 <small>注1</small>	取得後3年度分 (R5.3.31までに取得したもの)	※0	先端設備等導入計画の申請書及び当該計画の認定書の写し、工業会等による仕様書等証明書の写し (リース会社が申告を行う場合：固定資産税軽減計算書、リース契約書の写し)	

特例率の※印は、八代市の条例で定めた割合。市町村によって割合は異なる。

注1 詳細は、中小企業庁のホームページをご参照ください。

## 3 固定資産税の課税免除・減免が適用される償却資産

地方税法及び条例で定められた一定の要件を備えた償却資産について、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部について免除されます。

課税免除・・・地方税法第6条第1項の規定に基づき、八代市市税条例第60条の2で規定する償却資産  
 ……八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する償却資産  
 減免・・・地方税法第367条の規定に基づき、八代市市税条例第71条で規定する償却資産

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税課税免除申請書」又は「固定資産税減免申請書」を請求のうえ必要事項を記入し、課税免除・減免内容に係る資料とともにご提出ください。

## 令和6年度 償却資産特例申請書

令和6年 月 日	所有者コード					
	所有者住所					
(あて先) 八代市長	所有者氏名					
	資産所在地					
下記の資産について特例の申請をします						
種類	品名	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	特例の根拠となる法令
◎特例に該当することを証明する書類を必ず添付してください。(写しでも可) 添付書類						

※ 償却資産申告書を提出する際に添付書類とともに提出してください。

審査	申告書 特例記載	申告書 コピー	画面 入力	条文 コピー	資産コード 申告書記入



## Ⅶ 種類別明細書の記入方法

前年度以前に一品申告方式で申告された方は、前年度までの申告内容を印字しております。  
今年初めて申告される方は、令和6年1月1日現在で八代市内に所有する償却資産すべてを記入してください。

項目を修正	修正する項目を赤線で抹消し、修正後の内容を赤字で記入してください。
資産減少	該当する資産を赤線で抹消し、除却年月を摘要欄に記入してください。
資産増加	余白に追加記入してください。

① 所有者コード	自社式用の紙での申告又は電子申告の場合は、必ず所有者コードを記入してください。
② 所有者名	個人で所有の場合は個人名を、法人で所有の場合は法人名を記入してください。

③ 資産の種類	該当する番号を記入してください。
④ 資産コード	電子申告（エルタックス）の方のみ、資産コード（八代市の明細書に表示）を入力してください。電子申告以外の方は、記入不要です。
⑤ 資産の名称等	資産の名称や規格等を記入してください。簡略に20字以内で記入してください。（商品名ではなく、一般的な名称）（かな・漢字・アルファベット・数字も可）
⑥ 数量	数量を記入してください。
⑦ 取得年月	資産を取得した年号及び年月を記入してください。年号：昭和…S, 平成…H, 令和…R (例) 平成31年4月 ⇒ H31.4 令和元年5月 ⇒ R1.5 《お願い》 令和6年1月1日取得の償却資産は、令和6年度からの課税対象となりますので、令和5年12月取得として ⇒ 「R5.12」と記入してください。

### 《記入例》

記入例	資産内容の異動（修正）理由
1	取得価額の修正
2	耐用年数省令改正にかかる耐用年数の変更
3、4	前年中に減少した資産
5	適用年数誤りによる耐用年数の修正
6、9	前年中に取得した新規資産
7	申告もれ資産
8	申告もれ資産（耐用年数省令改正にかかるもの）

※ 耐用年数を変更・修正する場合（記入例2、5、8）は、下の「⑨ 耐用年数」をご覧ください。

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	改正耐用年数	減価残存率	価格	課税標準額		増減事由	摘要
											率	コード		
1	1	63001012	舗装路面	1	H 30. 3	1,575,000 <del>1,500,000</del>	15						1.2 3.4	取得価格 訂正
2	2	63001036	コンプレッサー	3	H 7. 7	600,000	7	6					1.2 3.4	H20省令 改正
3	5	<del>63001050</del>	<del>フォークリフト</del>	<del>1</del>	<del>S 59. 10</del>	<del>2,000,000</del>	<del>4</del>						3.4	R5.10売却
4	6	63001061	ルームエアコン	<del>2</del> 3	H 9. 4	<del>600,000</del> <del>-900,000</del>	6						1.2 3.4	R5.3 1台 耐用事業所へ
5	6	63001071	コピー機	1	H 29. 3	300,000	5	15					1.2 3.4	誤りのため 修正
6	1		ビニールハウス	1	R 5. 4	3,800,000	10						1.2 3.4	申告もれ
7	2		太陽光発電システム	1	H 26. 5	8,500,000	17						1.2 3.4	申告もれ 特別申請案件
8	2		保冷庫	1	H 19. 6	1,000,000	10	7					1.2 3.4	H20省令改正
9	2		乾燥機	1	R 3. 8	2,000,000	7						1.2 3.4	R5.3 耐用事業所より

第二十六号様式別表一（提出用）

⑧ 取得価額	⑨ 耐用年数	⑩ 増減事由																																
<p>当該資産の取得価額を記入してください。</p> <p>取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。</p> <p>なお、法人税法及び所得税法の規定によるいわゆる圧縮記帳は、固定資産税では認められていませんので、圧縮前の取得額を記入してください。</p> <p>また、事業用と非事業用の両方に使用している償却資産は、案分して課税されるのではなく、その資産全体が課税客体となります。</p> <p>さらに、複数者で所有している償却資産は、案分した額で申請せず、単独での申告とは別に、共有者間で代表を決めて、別に申告をしてください。</p>	<p>「耐用年数省令改正による耐用年数の変更」と「適用年数誤りによる耐用年数の修正」は評価額計算が異なるため、区分する必要があります。耐用年数を変更・修正する場合は、次のとおり記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更・修正理由</th> <th>「耐用年数」欄</th> <th>「改正耐用年数」欄</th> <th>「摘要」欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省令改正による耐用年数の変更</td> <td>改正前の耐用年数を記入</td> <td>改正後の耐用年数を赤字で記入</td> <td>H〇年省令改正 改正前の耐用年数（自社・電子申告のみ）</td> </tr> <tr> <td>適用年数誤りによる耐用年数の修正</td> <td>誤った耐用年数を赤線で抹消し、同じ欄に正年数を赤字で記入</td> <td></td> <td>誤りのため修正</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、中古資産を取得した場合で、見積耐用年数の適用した場合は、見積耐用年数を記入してください。</p> <p>なお、一般申告方式の方で、省令改正による耐用年数改正があったと過去に申告された資産については、「*」印を表示しています。</p>	変更・修正理由	「耐用年数」欄	「改正耐用年数」欄	「摘要」欄	省令改正による耐用年数の変更	改正前の耐用年数を記入	改正後の耐用年数を赤字で記入	H〇年省令改正 改正前の耐用年数（自社・電子申告のみ）	適用年数誤りによる耐用年数の修正	誤った耐用年数を赤線で抹消し、同じ欄に正年数を赤字で記入		誤りのため修正	<p>該当する数字を記入又は○で囲んでください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">増加資産のとき</th> <th colspan="2">減少資産のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>新規取得</td> <td>1</td> <td>売却</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中古品取得</td> <td>2</td> <td>滅失</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>移動による受入</td> <td>3</td> <td>移動による減少</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他</td> <td>4</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑩ 摘要</p> <p>申告もれ、除却年月、省令改正、修正内容、増減理由が「4その他」の場合の増減理由等を記入してください。</p>	増加資産のとき		減少資産のとき		1	新規取得	1	売却	2	中古品取得	2	滅失	3	移動による受入	3	移動による減少	4	その他	4	その他
変更・修正理由	「耐用年数」欄	「改正耐用年数」欄	「摘要」欄																															
省令改正による耐用年数の変更	改正前の耐用年数を記入	改正後の耐用年数を赤字で記入	H〇年省令改正 改正前の耐用年数（自社・電子申告のみ）																															
適用年数誤りによる耐用年数の修正	誤った耐用年数を赤線で抹消し、同じ欄に正年数を赤字で記入		誤りのため修正																															
増加資産のとき		減少資産のとき																																
1	新規取得	1	売却																															
2	中古品取得	2	滅失																															
3	移動による受入	3	移動による減少																															
4	その他	4	その他																															

## Ⅷ 償却資産の価格（評価額）の計算

### 価格（評価額）の算出方法

申告していただいた資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき 1 品ごとに算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - r × 1/2)	前年度の評価額 × (1 - r)

r : 耐用年数に応ずる減価率（下表参照）

の部分を、減価残存率といいます。

※算出した評価額が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%の額が評価額となります。

### 耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	9	0.226	16	0.134	23	0.095	30	0.074	37	0.060
3	0.536	10	0.206	17	0.127	24	0.092	31	0.072	38	0.059
4	0.438	11	0.189	18	0.120	25	0.088	32	0.069	39	0.057
5	0.369	12	0.175	19	0.114	26	0.085	33	0.067	40	0.056
6	0.319	13	0.162	20	0.109	27	0.082	34	0.066	41	0.055
7	0.280	14	0.152	21	0.104	28	0.079	35	0.064	42	0.053
8	0.250	15	0.142	22	0.099	29	0.076	36	0.062	43	0.052

## Ⅸ 不申告又は虚偽の申告について

正当な理由がなく償却資産の申告をされなかった場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあります。また虚偽の申告をされますと、同法第 385 条の規定により罰金等を科せられることもありますので、期限内に正しく申告してください。

## Ⅹ 過年度への遡及について

申告漏れ等の償却資産につきましては、申告していただいた現年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。

過年度分の課税が発生した場合は、課税を行った年度の残る納期で納付していただきます。具体的な納期・納税額については、年度毎に作成しました納税通知書で確認してください。

## Ⅺ 調査協力をお願い

課税の公平・公正性の確保を図るため、地方税法第 408 条の規定に基づき、実地調査を行っております。資料の提出や調査の立会いにご協力をお願いします。

また、申告内容に疑義があった場合や申告がなかった場合などは、電話等でお尋ねしたり、窓口へ来ていただくことがあります。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



## XII 償却資産 Q & A

### 申告全般

**Q 1** 昔から事業を行っていましたが、償却資産申告書が初めて送られてきました。申告しなければならないのでしょうか？  
また、送られてこない場合は申告をしなくてもいいのでしょうか？

**A 1** 登記制度のある家屋や土地とは違い、償却資産は自治体での把握が困難なため、地方税法の規定により所有者が償却資産所在地の市町村に申告する制度となっています。  
申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの法人・個人は、償却資産の申告を自ら行う義務があります。  
この手引をご覧になり、申告をお願いいたします。

**Q 2** 毎年、税務署へ法人税（又は所得税）の申告をしているのに、市にも申告が必要なのはなぜですか？

**A 2** 税務署への申告は「法人税または所得税（国税）」の申告で、そこで申告する減価償却資産は「減価償却費を経費」として計上するためのものです。  
一方、今回申告いただく償却資産の申告は「固定資産税（市町村の税）」としての申告ですので、税務署（国）とは別に市へ償却資産の申告が必要です。

**Q 3** 法人税・所得税は非課税です。償却資産の申告をしなければならないのですか？

**A 3** 償却資産をお持ちであれば、申告が必要です。例えば、社会福祉法人が所有していても、有料老人ホームや職員寮等の福利厚生施設は、固定資産税の課税対象となります。  
ただし、地方税法で定められた一定の資産について固定資産税は非課税です（別途非課税申告が必要）。  
なお、非課税となるのは、非営利法人（社会福祉法人、公益財団法人、学校法人等）所有の償却資産すべてではなく、地方税法で定められた一定の資産のみです。詳しくは、資産税課まで問合せください。

**Q 4** 八代市内に不動産を所有し、不動産業や小売業を営んでいますが、毎年固定資産税は支払っています。今まで償却資産の申告をしたことはありませんが、私も償却資産の申告をしなければならないのでしょうか？

**A 4** 償却資産をお持ちであれば申告が必要です。固定資産税は、「土地」「家屋」の課税対象のほか「償却資産」から成り立っています。

**Q 5** 昨年と資産は同じです。申告書は提出しなければいけませんか？

**A 5** 地方税法で、毎年1月1日現在に所有している資産について、申告をしなければならないこととなっています。よって、資産に異動はなくても、申告をお願いします。  
もし、申告書の提出がない場合で一品申告の場合は、前年度に償却資産の台帳に記載した資産を当該年度も所有しているとみなし、償却資産課税台帳に登録します。

**Q 6** 本支店があるのですが、償却資産の申告は、本店所在地の他市町村にしています。八代市にも申告が必要ですか？

**A 6** 償却資産の申告は、償却資産所在地の市町村に行う必要があります。八代市内に償却資産がある場合は、八代市にも申告が必要です。

**Q 7** 複数で所有している資産の申告はどのようにすればよいですか？

**A 7** 単独所有の資産とは別に申告が必要です。その際は、共有者のうち代表者を決めて、「代表者名 外〇名」として申告をしてください。  
共有者で案分した取得価額での申告はできませんので、ご注意ください。  
固定資産税がかかる場合は、単独名義の納付書とは別に「代表者名 外〇名」という表示で納付書を作成いたします。

## 償却資産の申告対象と申告額

**Q 8 太陽光発電を設置しました。この太陽光発電は申告が必要でしょうか？**

**A 8** その太陽光発電が屋根材の場合は、家屋としての評価対象になり、家庭用で余剰売電の場合は、事業用資産として評価しませんので、償却資産としての申告は不要です。

屋根材型以外の太陽光発電（例：屋根に上乘せ型や野立て型）を事業で使用していれば、太陽光発電の種類（「住宅用」「事業用」）に関係なく、申告が必要です。

**Q 9 事業用の建物（店舗・アパート）を所有しています。どのようなものが申告対象ですか？**

**A 9** 建物の本体は、固定資産税の家屋として評価します。建物として評価しない、受変電設備、蓄電池設備などの建物附属設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）、外構工事や広告塔などの構築物等については、償却資産として申告の対象になります。

固定資産税上では構築物に該当する「駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等」を、税務会計上では建物の取得価額に含めて処理をしている場合、償却資産申告の際は建物本体とは区別（見積等から、償却資産部分の取得価額を算出）して申告が必要なのでご注意ください。

**Q 10 事務所等を借りて営業をしています。テナントで取付けた設備は誰が申告するのですか？**

**A 10** テナント入居者が行った内装工事・電気工事等は、そのテナントの入居者が申告してください。

**Q 11 25万円の機械を購入しましたが、法人税の申告では租税特別措置法の規定により、損金算入しました。この機械についても償却資産の申告が必要でしょうか？**

**A 11** 申告が必要です。中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産については、取得額の全額を損金算入できる特別措置が講じられていますが、これは国税（法人税・所得税）における措置であり、固定資産税（償却資産）では適用されません。

少額資産については、手引P6の『少額資産の取扱いについて』をご覧ください。

**Q 12 50万円の補助金交付を受けて、100万円の備品を購入しました。法人税の申告では圧縮後の取得価額で処理しています。**

償却資産の申告ではいくらで申告すればよいでしょうか？

**A 12** 固定資産税（償却資産）では、圧縮記帳の制度は認められていません。圧縮前の取得価額である100万円で申告をしてください。

**Q 13 取得価額は、消費税込みですか？**

**A 13** 税務会計上、採用している経理方式によることとなります。

法人税・所得税で、税抜経理方式を採用している場合は消費税抜きの取得価額で、税込経理方式を採用している場合は消費税込みの取得価額で申告してください。

**Q 14 個人事業主が個人番号を記載した申告書を提出する場合、「本人確認」が必要とのことですが、どのようなものが確認書類となりますか？**

**A 14** 「本人確認」には、番号確認（正しい番号であることの確認）と身元確認（申告を行う方が個人番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認が必要です。個人番号カード（マイナンバーカード）であれば、1枚で両方の確認ができます。その他の番号確認書類として、通知カードと住民票の写し（個人番号記載のもの）がありますが、身元確認のために別途、運転免許証やパスポート等の本人確認資料が必要です。その他にも様々な確認書類がありますので、詳しくは市ホームページで確認されるか、お問い合わせください。

また、郵送の場合は確認書類の写しを添付ください。なお、郵便事故等による個人番号漏洩がご心配の方は、簡易書留等の利用をお勧めします。

「償却資産申告の手引」や「償却資産申告書」等については、八代市のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

八代市のホームページ <http://www.city.yatsushiro.lg.jp>

検索場所：[Top](#) > [くらし・環境・相談・防災](#) > [市税](#) > [固定資産税](#) > [償却資産について](#)